

平成19年第4回

福島町議会定例会

議会提出議案

福島町議会

平成19年第4回福島町議会定例会議会提出議案目次

番 号	件 名	頁
発 議 1	福島町議会会議規則の一部改正について	1
意見書案 1	灯油等石油製品の価格を引下げるための緊急対策を求める意見書の提出について	2

発議第1号

福島町議会会議規則の一部改正について

福島町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月20日 提出

提出者 福島町議会運営委員会

委員長 滝川 明子

議会規則第 号

福島町議会会議規則の一部を改正する規則

福島町議会会議規則（昭和62年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(討論の方法) 第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。 第53条～第119条 (略)	(討論の方法) 第52条 削除 第52条～第118条 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

意見書案第1号

灯油等石油製品の価格を引下げるための緊急対策を求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年12月20日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 杉村 志朗

灯油等石油製品の価格を引下げるための緊急対策を求める意見書

原油価格の高騰により、ガソリン・灯油等石油製品の価格をはじめ、生活物資、サービスなどの値上がりが続いており、国民生活に深刻な打撃を与えております。

特に、多くの道民が暖房などを灯油に頼らざるを得ない本道では、これから積雪厳冬期を迎え、灯油価格の高騰が家計を直撃し、極めて深刻な事態が想定されます。

この度、全道の消費者が参加して開催された第44回北海道消費者大会におきまして「灯油等石油製品価格引下げの緊急対策を求める緊急動議」が提起され、満場一致で採択されました。

つきましては、道民が安心して生活できるよう石油製品の価格を引下げるよう、次のとおり要請します。

記

1. 灯油の石油税、原油関税を撤廃すること
2. ガソリン・灯油等に対する消費税の二重課税を速やかに解消すること
3. 国家備蓄石油を国内の石油製品価格の安定のため緊急放出する制度を確立すること
4. 石油製品の安定供給と適正価格を確保するため、政府は産油国を含む各国と連携し実行性のある国際的な原油管理を図り、抜本的な対策を講じること
5. 脱石油政策の促進を加速させること
6. 石油製品を含む関連物質の便乗値上げが起こらないよう監視体制を強化・充実させること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣